

京都府地域づくり優良工事施工者表彰取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都府地域づくり優良工事施工者表彰規程（平成21年京都府告示第322号。以下「規程」という。）第6条の規定により、規程の施行に必要な事項を定める。

(表彰の申し出)

第2条 規程第2条第2号から第4号のすべての要件に該当する者は、京都府地域づくり優良工事申出書（別記第1号様式）に優良工事説明書（別記第2号様式）を添えて、知事に表彰の申し出をすることができる。

- 2 前項の規定により申し出をすることができる件数は、1事業者当たり1件とする。
- 3 建設共同企業体が施工した工事等にあつては、代表者及び構成員は連名で申し出をすることができる。この場合、代表者及び構成員は他の工事等について、それぞれ単独で申し出をすることはできない。
- 4 規程第2条第1号に規定する基準は、別表1のとおりとする。
- 5 優良工事説明書には、別表1に掲げるすべての要件について、申し出をする工事等において契約図書の内容を履行するに当たり、実施した代表的な内容及び工夫した点を各項目毎に1事例記載するものとする。
- 6 申し出に当たっては、申し出をする工事等に係る契約事務を担当した組織（以下「発注機関」という。）に提出するものとする。

(申し出内容の確認及び副申)

第3条 発注機関の長は、前条第6項により提出のあつた申し出について、内容を確認の上、指導検査課長に京都府地域づくり優良工事施工者表彰副申書（別記第3号様式）により副申する。

- 2 副申に当たり、規程第2条第5号に該当する事実がある場合には、その内容を付記する。

(結果の通知)

第4条 指導検査課長は、規程第4条に規定する知事の決定について、優良工事施工者表彰結果通知書（別記第4号様式）により申し出対象者に通知するとともに、副申した発注機関の長にその旨を通知する。

(説明請求等)

第5条 第4条に規定する通知を受けた申し出対象者は、通知を受けた日から7日以内に、書面（任意様式）により指導検査課長に対して結果の通知の内容について説明を求めることができる。

- 2 申し出対象者は、前項により説明を求める場合、発注機関に提出するものとする。
- 3 発注機関の長は、前項により提出のあつたことについて、指導検査課長に進達するものとする。
- 4 指導検査課長は、説明を求めた申し出対象者に文書により回答するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成21年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年9月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月4日から施行する。

別表 1

項 目	基 準
確かな技術力	工事目的物の特性や施工条件に対して、施工や施工管理をする上での工夫が認められること
環境・安全への配慮	周辺住民、利用者や自然環境への配慮や、現場における安全確保への工夫が認められること
地域への貢献	周辺住民や利用者等に対し、工事への理解や協力を得るための工夫が認められること

